

「原発なくそう！九州玄海訴訟」第16次提訴声明

私たちは、本日、278名の原告をもって、国と九州電力を被告とし、玄海原発の全ての稼働差止等を求める第16次訴訟を佐賀地方裁判所に提起した。第1次から第15次原告と合わせて、10087名の原告（国内47都道府県及び韓国・中国・フランス・イタリア・イスラエル在住）を擁する原発訴訟となつた。私たちは、圧倒的多数の人々の「脱原発の意思」を実現する方針のもとで、「1万人原告」による訴訟”を提起してきたところ、今回の提訴で原告数1万人を達成した。

2011年3月11日の福島第一原発事故による被害は、将来の健康被害を含め、いまだその全容が明らかにならないほど甚大である。福島第一原発事故から4年8か月が経過しても、事故はいまだ収束していないし、約10万人もの避難者がいまだ故郷に戻れない状況も変わりない。効果のうすい除染と帰還政策の矛盾、解決できない汚染水問題、子どもの甲状腺がん問題での因果関係の否定、賠償の打ち切りなど、被害の拡大と隠蔽、被害者の切り捨てが同時に進行している。国は、“20mSv／年以下では被害がない”との根拠のない前提をもとに上記の被害の拡大と隠蔽、被害者の切り捨ての行動をしているのである。

それと表裏の関係で、安倍政権は原発再稼働政策を推進し、原発事故が起きた場合に実効的な避難ができず、責任の所在が曖昧なことが指摘されていたにも関わらず、8月11日には川内原発1号機を、10月15日には川内原発2号機を再稼働させた。政府の政策及び姿勢は、原発の本質的危険性に目をつぶり、福島第一原発事故の被害に正面から向き合おうとせず、かつ、責任の所在をあいまいにさせたまま、再稼働させようとするものである。

他方、脱原発を願う多数の国民の声はとどまるところを知らない。私たちの訴訟の原告数が1万人を達成したことその証左である。また、本年8月9日に鹿児島県薩摩川内市で開催された川内原発再稼働反対の集会には約2000人、11月1日に愛媛県松山市で開催された伊方原発再稼働反対の集会には約4000人の人々が全国から参加した。8月22日、23日の世論調査でも、川内原発再稼働を「良くなかった」と回答したのが49%なのに対し、「良かつ

た」と回答したのは30%と、原発再稼働への反対意見が賛成意見を上回っており、国民の多数の意思が脱原発にあることが示されている。

さらに、時代の潮流も脱原発の方向にある。福島第一原発事故後、電力の購入先を大手電力会社から新電力へと切り替えた企業や自治体は、今年6月末時点で少なくとも約8万4000件に上っている。契約規模は約1500万キロワットに上り、原発15基分の出力に相当する電力が大手電力から離れたという。来年4月からは一般家庭も電力自由化の対象に加わるため、この流れは一層加速するものと思われる。また、今夏、太陽光発電が電気の約1割を担ったとされており、今後の課題はあるものの、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーへさらにシフトしていくことは確実である。国及び電力会社は、脱原発こそが圧倒的多数の国民の願いであり、時代の流れであることを認識すべきである。

本玄海訴訟では、3・11事故から4年8か月経過したにもかかわらず、フクシマの被害を繰り返さないために、本日新たに278名の原告が加入した。九州電力を含めた電力会社、国は、原発が深刻な人権侵害を引き起こす危険を認め、脱原発を願う国民の意思を実現すべきである。

私たちは、今回の提訴で実現した「1万人原告」の視点を一つのてこにして裁判を進めるとともに、全国の脱原発訴訟の関係者、福島第一原発事故の被害者の方々、原発から30km圏内に留まらない被害を受ける可能性のある自治体、安全に事業を展開したい事業者等を含む国民世論の圧倒的な支持と連帶のもと、脱原発の運動の質を高め、原発の再稼働を許さず、国と九州電力に玄海原発全ての稼働差止、その先に廃炉を求め、全ての原発廃炉を実現させるものである。

上記のとおり声明する。

2015年11月19日

「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団・弁護団